

令和6年第6回那珂川町議会定例会

議 事 日 程（第2号）

令和6年9月4日（水曜日）午前10時開議

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（13名）

1 番	神 場 圭 司	2 番	矢 後 紀 夫
3 番	高 野 泉	4 番	福 田 浩 二
5 番	大 金 清	6 番	川 俣 義 雅
7 番	益 子 純 恵	8 番	小 川 正 典
9 番	鈴 木 繁	10 番	大 金 市 美
11 番	川 上 要 一	12 番	小 川 洋 一
13 番	益 子 明 美		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	福 島 泰 夫	副 町 長	小 松 重 隆
教 育 長	吉 成 伸 也	会 計 課 長 補 佐	佐 藤 康 隆
総 務 課 長	笠 井 真 一	企画財政課長	谷 田 克 彦
税 務 課 長	田 角 章	住 民 課 長	金 子 洋 子
生活環境課長	杉 本 篤	健康福祉課長	益 子 利 枝
子 育 て 支 援 課 長	藤 浪 京 子	建 設 課 長	田 邊 康 行
産業振興課長	熊 田 則 昭	上下水道課長	加 藤 博 行
農 業 委 員 会 事 務 局 長	星 善 浩	学校教育課長	加 藤 啓 子

生涯学習課長 星 学

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	横山和則	書記	仲野谷智子
書記	奈良大輔		

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（益子明美） ただいまの出席議員は13名であります。
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（益子明美） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付したとおりでありますので、ご覧願います。

◎一般質問

○議長（益子明美） 日程第1、一般質問を行います。

◇ 益 子 純 恵

○議長（益子明美） 7番、益子純恵議員の質問を許可します。

7番、益子純恵議員。

〔7番 益子純恵登壇〕

○7番（益子純恵） 皆様、おはようございます。7番、益子純恵です。議長より発言の許可をいただきましたので、通告書に基づきまして一般質問を行います。

今回は、1項目め、「こども誰でも通園制度」について。2項目め、こどもの遊び場の整備について。3項目め、馬頭放課後児童クラブの駐車場について。以上、大きく3項目についてお伺いいたしますので、執行部におかれましては前向きな答弁を期待いたします。

それでは、早速1項目め、「こども誰でも通園制度」についてお伺いいたします。

2023年6月13日に政府は異次元の少子化対策として、こども未来戦略方針を打ち出しました。その支援策として、こども誰でも通園制度の創設が発表されました。これは保護者の就労の有無や利用の目的を問わず、未就学の子どもを保育所等に預けられるようにする新たな制度です。

国のスケジュールとしては、今年度、制度の本格実施を見据えた試行事業を行っているところで、令和7年度には法律上、地域子ども・子育て支援事業の一つとして位置づけし、制度化して実施自治体数を拡充します。そして、令和8年度には法律に基づく新たな給付制度として全自治体で実施する予定となっております。経過措置等も設けられるとは思いますが、必ず行わなければいけない事業となるわけです。当町の子育て支援においても大きな変化となってきます。

今期定例会より一般質問において完全一問一等方式が試行されておりますので、細目ごとにお伺いしたいと思います。

細目1点目ですが、先ほどお話ししたとおり、令和8年度には子育て支援法に基づく新たな給付として、こども誰でも通園制度が実施されることになっております。本制度を実施していくに当たって、町では制度のメリット・デメリットをどのように捉えていらっしゃるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（益子明美） 町長。

〔町長 福島泰夫登壇〕

○町長（福島泰夫） 皆さん、おはようございます。本日も一般質問、よろしくお願いいたします。

それでは、こども誰でも通園制度のメリット・デメリットについてお答えをいたします。

こども誰でも通園制度は、ゼロ歳から2歳までの未就園児を対象に、保護者の就労状況等にかかわらず、月の上限時間内であれば子どもを預けられる制度で、令和8年度から全国の自治体で実施することになっており、現在は一部の自治体で試行的事業として実施されております。

メリットとしては、子どもにとっては家庭とは異なる経験や家族以外の人と関わる機会が得られることで、子どもの育ちや保護者と子どもの関係性にもよい効果があること、保護者にとっては、認定こども園利用に対する心理的なハードルが下がることや、保育教諭に育児に関する相談ができる機会が生まれることにより、子育て世帯の孤立防止や育児に係る負担軽減などがあると考えております。

一方で、認定こども園における職員の負担増や保育教諭の人員不足などにより、保育体制に支障を来す可能性があるなどのデメリットもあると考えております。

以上であります。

○議長（益子明美） 益子純恵議員。

〔7番 益子純恵登壇〕

○7番（益子純恵） それでは、再質問に入ります。

今、町長より制度のメリット・デメリットについて分かりやすく答弁をいただきました。

この制度を考えていくに当たって、現在、市町村が実施主体となっている補助事業である一時預かりとの比較が不可欠だと思います。既に1,269の自治体で実施をされておりまして、当町においても一時保育事業として実施をされております。

一時預かり事業と呼ばれておりますが、今回のこども誰でも通園制度も一時預かり事業も一般的に子どもを預かるという点では共通しておりますが、異なる点は、一時預かり事業は保護者のけがや病気などにより家庭での保育が難しい場合、一時的に乳幼児を保護することを目的としています。預けるのに理由がいるということです。

そこでお伺いいたしますが、当町も子育て支援の一環として実施しております、一時保育事業を利用している1歳から小学校就学前のお子さんはどのくらいいらっしゃるか、お伺いいたします。

○議長（益子明美） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（藤浪京子） ただいまの質問にお答えいたします。

一時預かり事業の利用人数でございますけれども、令和5年度1年間で、ひばり認定こども園、わかあゆ認定こども園を合わせまして延べ100人の利用がございました。

以上でございます。

○議長（益子明美） 益子純恵議員。

〔7番 益子純恵登壇〕

○7番（益子純恵） 延べ100人というお答えをいただきました。

今後始まるこども誰でも通園制度の対象者となるお子さんはどのくらいいらっしゃいますでしょうか、お伺いいたします。

○議長（益子明美） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（藤浪京子） ただいまの質問にお答えいたします。

こども誰でも通園制度に係る対象人数ということでございますけれども、こちらはゼロ歳

から2歳児までを対象にするということでございまして、今年の4月1日現在の人数で見ますと、その年代のお子さんは126人おります。4月1日現在で、こども園に入園しているお子様を除きますと、未就園児は58人となっております。ただ、こちらの58人の中には、6か月未満のお子さんもいらっしゃいますし、これから入園するお子さんも含んだ数字となっております。

以上です。

○議長（益子明美） 益子純恵議員。

〔7番 益子純恵登壇〕

○7番（益子純恵） 詳しい人数を教えてくださいけれども、今のままの制度でスタートをした場合、当町においてどちらの制度にも対象にならないお子さんはいらっしゃるでしょうか。

○議長（益子明美） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（藤浪京子） ただいまの質問にお答えいたします。

どちらの制度にも対象にならないという方はいるかという質問でございしますが、こども誰でも通園制度は、まだ正式には決まっておりませんが、6か月以上のお子さんから満3歳未満のお子さんを対象にしておりますので、6か月までのお子さんはこども園に入園できませんので、そのお子さんたちがどちらにも対象にならないお子さんということになるかと思えます。

以上です。

○議長（益子明美） 益子純恵議員。

〔7番 益子純恵登壇〕

○7番（益子純恵） 6か月未満のお子さんは、対象にならないという答弁をいただきました。

6か月までのお子さんについては、現在の町の支援制度のはざまに落ちてしまったりするようなことはないのか、お伺いしたいと思います。

○議長（益子明美） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（藤浪京子） ただいまの質問にお答えいたします。

6か月までのお子さんが制度のはざまになってしまわないのかということでございますが、6か月までのお子さんに対しましては、伴走型支援事業等がございまして、保健師が赤ちゃん訪問とか、そういったことを行っておりますので、そちらで対応できると考えております。

以上です。

○議長（益子明美） 益子純恵議員。

〔7番 益子純恵登壇〕

○7番（益子純恵） 伴走型支援事業などで保健師さんが対応していただけるということなので、制度のはざまに落ちてしまうお子さんはいないという解釈でよろしいでしょうか。

最初の答弁の中にもありましたけれども、この制度のメリットの一つは保護者の就労にかかわらず保育を受けられる点だと思います。

保護者から、これまでに就労に関係なく子どもを預けられないでしょうかといったご意見というのは、町に寄せられたことはあるでしょうか、お伺いします。

○議長（益子明美） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（藤浪京子） ただいまの質問にお答えいたします。

就労に関係なく預けたいというお声がなかったかということでございますが、今のところ、町にはそのような声は届いていない状況です。

以上です。

○議長（益子明美） 益子純恵議員。

〔7番 益子純恵登壇〕

○7番（益子純恵） そういった情報は特にはないということで理解をいたしました。

以上で、細目1点目の質問を終わります。

続いて、細目2点目に入ります。

こども誰でも通園制度は、これまで当町で行われております一時保育事業とは制度上違うものであります。この制度を活用していくためには、保護者に知ってもらう必要があると思います。違いを理解していただいた上で、保護者が何を望むのか適切に把握していく必要を感じます。

国が法律に基づき実施していくものでありますので、この制度が必要か、そうでないかということではなくて、当町で提供ができる通園制度はどのようなものなのかお示しした上で、当町における制度の在り方を模索していくべきだと考えます。

そこでお伺いいたします。

こども誰でも通園制度の実施に向けて、町民のニーズを踏まえて運用していく必要があると考えますが、子育て世代の意見をどのように反映させていくのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（益子明美） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（藤浪京子） こども誰でも通園制度への子育て世代の意見反映についてお答えいたします。

令和８年度からこども誰でも通園制度を本格実施するに当たっては、制度の周知を図りながら、当町における町民ニーズを把握する必要があることは、町としても認識しているところです。

町民ニーズの把握とこれらの制度への反映については、対象となる子どもの保護者に対してウェブアンケートを実施して制度設計に当たる方法などが考えられますが、一部の自治体での試行的事業は今年度まで実施されますので、これらの先進事例を情報収集し、参考にしながら実態に即した制度となるよう取り組んでまいります。

以上であります。

○議長（益子明美） 益子純恵議員。

〔７番 益子純恵登壇〕

○７番（益子純恵） 対象となるお子さんの保護者へウェブアンケートを実施して、制度設計に生かしていくというような方法もあるという答弁をいただきましたが、細目１点目で対象となる人数を大まかにお伺いしたところであります。限られた人数であれば、制度の周知も兼ねて、対象となる保護者の方に直接意見を聞く場を設けたらよいのではないかと思います。いかがでしょうか。

○議長（益子明美） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（藤浪京子） ただいまの質問にお答えいたします。

対象となる児童の保護者に対して直接意見を聞く場を設けてはということでございますが、必要に応じてそういったことも考えられるかと思っておりますので、今後検討はしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（益子明美） 益子純恵議員。

〔７番 益子純恵登壇〕

○７番（益子純恵） ぜひ、そういった直接意見を聞く場を設けていただければと思います。

答弁の中にもありましたウェブでのアンケートは、匿名性があることで率直な意見を聞くことができるかと思っておりますので、当町に合ったニーズを吸い上げるよう併せてお願いしたいと思っております。

先ほど制度の周知を図りながらという答弁をいただきましたので、周知というところにつ

いてお伺いいたします。

新たな制度でありながらも既存の一時保育事業と似ている点が多いことも誰でも通園制度ですので、一番のポイントは預けることに理由が要らないということでしょうから、こういったところはしっかり周知を図っていただきたいと思っておりますが、現時点で考えられる周知方法はどのようなものがあるのでしょうか。

○議長（益子明美） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（藤浪京子） ただいまの質問にお答えいたします。

周知の方法ということでございますけれども、現時点で考えられるものとしては、広報紙とかホームページ、あとケーブルテレビ等がございますが、今年度は子育て支援アプリというものも入れましたので、そちらでの周知等も図っていけるかと思えます。また、健診等もありますので、そういった機会にも周知ができるかと考えております。

以上です。

○議長（益子明美） 益子純恵議員。

〔7番 益子純恵登壇〕

○7番（益子純恵） 今年度子育て支援アプリを導入したということで、こういう機会も活用して、アプリの周知と同時に制度の周知をお願いしたいと思えます。

以上で、細目2点目についての質問は終わります。

続いて、細目3点目に入ります。

子ども誰でも通園制度は、先ほどからお話ししているところでございますが、各自治体を選択して実施する補助事業の一時保育事業とは違い、給付制度として実施されます。つまり、本格実施されれば全自治体で実施しなければならないものです。

そこでお伺いいたします。

子ども誰でも通園制度は2026年の本格実施を目指しておりますが、当町の子育て支援の拡充に向けて、この制度の導入を今後どのように進めていくのかお伺いいたします。

○議長（益子明美） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（藤浪京子） 子ども誰でも通園制度導入への進め方についてお答えいたします。

本制度は、今年度まで一部の自治体による試行的事業が続けられ、子ども家庭庁としても詳しい制度内容はまだ確定していない状況ですので、令和8年度の当町の本格実施に当たっては、これらの状況を見極めながら有効な子育て支援策となるよう取り組んでまいりたいと

思います。

以上であります。

○議長（益子明美） 益子純恵議員。

〔7番 益子純恵登壇〕

○7番（益子純恵） 再質問に入ります。

ただいま答弁にもありましたように、こども家庭庁としてもまだ詳しい制度内容が確定されていない状況にあります。しかしながら、令和8年度に制度が開始されるのであれば、当町としてもある程度先を見越して制度導入に向けて動いていかなければならないと感じております。今からでも令和6年度の試行的事業に参加ができるのであれば、制度設計そのものに物を申すこともできますし、またいち早く国の動向をつかむことができるかと思います。

当町でも、この試行的事業に追加で応募されることは検討できますでしょうか、お伺いいたします。

○議長（益子明美） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（藤浪京子） ただいまの質問にお答えいたします。

今から令和6年度の試行的事業へ参加してはということですが、現時点で参加することは考えておりません。

以上です。

○議長（益子明美） 益子純恵議員。

〔7番 益子純恵登壇〕

○7番（益子純恵） 令和6年度の試行的事業に今から参加するということはなかなか難しいとは思いますが、選択肢の一つに入れていただきまして、ともすると試行的事業の中で大きい都市部だけに目が向いてしまって、そういう制度設計になりかねないところもありますので、小さい自治体としてこういったものが実態に合っているのかというところは、機会あるごとに発信をしていただければと思います。お願いいたします。

全く新しい制度になりますので、この質問をさせていただくに当たりまして、私も試行されている自治体を幾つか調べてみたんですけども、令和6年度の4月26日現在で実施自治体は115自治体。ただ、一覧を見ますとすごく大きな自治体がほとんどであります。札幌市ですとか、港区ですとか、大阪市などは当町と比較するまでもないと思います。栃木県においては宇都宮市、足利市、栃木市、日光市、茂木町の5つの自治体の実施をしております。

茂木町では、関東で唯一試験的にこの事業に参加をしている自治体であります。町の人口

規模とか、立地とか、人口減少に悩んでいる点など、比較的似通っているところがこの茂木町ではないかと思っております。

実際に茂木町の事業担当課の方にお話を聞いてまいりました。今回、この試行的事業に参加したことで、こども家庭庁から、この制度とは別に子どもDXの新たなワーキンググループに参加してもらえないかというようなオファーもあったそうなので、参加するメリットの1つにこういったものがあるのかなと思いました。

地域の実情に沿った形で実施するために、この茂木町においてはどのような制度設計が望ましいのかなど、検討課題についてお伺いしてきましたけれども、茂木町のこども園は、全て定員割れの状態というところで、ただ保育士の確保はできているので、少しでも定員割れの状態を解消できればということで、この制度を活用していこうということを考えられたそうです。

そこで当町では、在園児と合同で保育を行う一般型なのか、それとも専用室で独立実施をしていく一般型なのか、あるいは利用定員に達しない保育施設が定員の範囲内で受け入れる余裕活用型を利用していくのか、現時点でこの3つのどれを想定しているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（益子明美） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（藤浪京子） ただいまの質問にお答えいたします。

現時点でどの形で実施する考えかということでございますが、令和8年度からの実施になりますので、現在担当課内での話合いの中で想定されるところは、町でも定員には達していない状況ということもありますので、余裕活用型というものが当町には合っているのではないかなという考えでおりますが、いずれにしても、定員が空いていても保育教諭の確保というのが必要になってきますので、その辺も考えながら検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（益子明美） 益子純恵議員。

〔7番 益子純恵登壇〕

○7番（益子純恵） 現在の一時保育事業は別枠で実施しているということをお伺いしておりますけれども、今後、こども誰でも通園制度が始まってからも、この一時保育事業についてはすみ分けをしながら並行して進めていくという考えでよろしいのか、お伺いしたいと思います。

○議長（益子明美） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（藤浪京子） ただいまの質問にお答えいたします。

一時預かりとこども誰でも通園制度のすみ分けということでございますが、令和8年度からこども誰でも通園制度が始まりましても、一時利用とすみ分けをして実施していきたいと考えております。

以上です。

○議長（益子明美） 益子純恵議員。

〔7番 益子純恵登壇〕

○7番（益子純恵） 先ほどの答弁の中で、余裕活用型が当町に合っているのではないかと、う答弁をいただきましたので、現状、保育士さんも基準には達しておりますので、この誰でも通園制度を利用されるお子さんがいても問題はないのかなと思いますけれども、今課長が答弁をされましたように、将来的には保育士不足などの問題もあるかと思っておりますので、引き続き、職員を確保できるように努めていただきたいと思います。特に、新卒の保育士さんは条件によっては都市部へ流出してしまうというようなことを専門家の方も指摘されているので、当町においても貴重な人材を確保できるように、処遇の面においては特段の配慮が必要かと思っておりますけれども、これについては町ではどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（益子明美） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（藤浪京子） ただいまの質問にお答えいたします。

職員の処遇ということでございますが、正職員に関しましては地方公務員としての採用となりますので、そちらに準じての採用になるかと思っております。

以上です。

○議長（益子明美） 益子純恵議員。

〔7番 益子純恵登壇〕

○7番（益子純恵） 町が運営する認定こども園ということで、ここが非常に難しいところかなと思っているところではありますけれども、できるだけ貴重な人材を確保できるように検討を進めていただければと思っております。

もう一つだけ、この事業を進めていくにあたって確認をさせていただきたいと思っております。

新しい制度を実施していく際に、特別配慮の必要なお子さんに対して、利用できる体制を取る考えはありますか。

○議長（益子明美） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（藤浪京子） ただいまの質問にお答えいたします。

この制度を始めるに当たっての特別配慮の必要のあるお子さんを預かる考えがあるかというところでございますが、誰でも通園制度ということで、全てのお子さんが対象ということになります。令和8年度の実施に向けて、どういう形で実施できるかということについては、今後検討しながら預かれるような体制を取っていけるように検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（益子明美） 益子純恵議員。

〔7番 益子純恵登壇〕

○7番（益子純恵） 細かいところまで想定が必要になる事業かと思いますが、当町に生まれ育つ全てのお子さんの育ちを応援できるような制度を構築していただきたいと思います。

以上で1項目めの質問を終わります。

2項目め、こどもの遊び場の整備についてお伺いいたします。

当町の子育て支援のさらなる充実のためには、健康や熱中症などの心配をすることなく、安心して子どもを遊ばせることのできる場所が不可欠であります。

今、当町で子育てをしている親子が、地域の魅力を感じることのできる町を目指していく必要があると感じます。遊び場を必要としているお子さんたちも、あっという間に大きくなってしまいます。地域への愛着形成のためにも、那珂川町に生まれてよかったと思えるまちづくりが急がれます。

そこで、細目3点にわたり質問をいたします。

まず細目1点目、町内には天候に関係なく安心して子どもを遊ばせることのできる場所がありませんが、子どもの遊び場に対する町の考えをお伺いいたします。

○議長（益子明美） 町長。

〔町長 福島泰夫登壇〕

○町長（福島泰夫） 子どもの遊び場に対する町の考え方についてお答えいたします。

現在、町内で天候に関係なく子どもが遊べる場所としては、屋内水泳場のウェルフルなかがわや子育て支援センターわかあゆなどがありますが、ウェルフルなかがわは有料であり、また子育て支援センターわかあゆは未就学児が対象であるほか、土日祝日は開所していない状況です。

町としては、特に近年の夏場は異常な暑さが続く傾向があるため、町内に屋内型の子ども

の遊び場設置を検討する必要があると感じておりますので、他自治体の事例を参考に、未利用施設の活用なども含め調査研究してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（益子明美） 益子純恵議員。

〔7番 益子純恵登壇〕

○7番（益子純恵） 再質問に入ります。

今、町長からご答弁をいただきました。ウェルフルなかがわは、町民の皆さんからも大変利用されておりまして、様々な教室が行われていたり、子育て支援の面でも大きな役割を果たしておりますが、遊び場という観点で見ますと、利用料が発生するということで自由に遊ばせるという目的とは少し違うのかなと思っております。また、子育て支援センターも土日は開所されていないという状態ですので、子育て世代が求める屋内の遊び場となっていないのが現状かなと思っております。

小さなお子さんを持つ保護者の方から、ご意見をいただくことが多いんですけれども、1つご紹介をしたいと思います。屋内で遊べるところが欲しいです。特に夏場、暑過ぎて外遊びができなくなると家に籠もってしまいます。3歳児を遊ばせようとしても、まだ歩けない子を一緒に連れているとなかなか公園に行ったり外遊びができません。というようなご意見をいただきました。

特に今年の夏の暑さは災害級とも言われる猛暑でありまして、まだまだこの暑さも続きそうです。これまでは涼しい時間に外遊びをさせたり、ちょっと足を伸ばしたりということができましたけれども、この暑さでは子どもの命にも関わってまいります。家に籠もってしまうというのは、子育て中の親子の孤立にもつながる危険性をはらんでおり、実に切実だと思っております。

未利用公共施設の活用という答弁をいただいたところですが、実際に候補としてはどういった施設が考えられるか、お伺いいたします。

○議長（益子明美） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（藤浪京子） ただいまの質問にお答えいたします。

未利用施設の活用ということで答弁いたしましたが、町内には未利用施設がございますけれども、それぞれ目的があって造られた建物でございまして、子どもの遊び場としての利用というのは、現実的には難しいのかなと考えております。

現在、馬頭総合福祉センターでは、社会福祉協議会の事業として、子育て中の方の交流の

場として子育て広場を開設していると聞いており、未就学児やその家族を対象として、月曜から金曜日まで開設しているということを聞いております。

そういった施設なども拡充できるかどうか、そういうことも含めて検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（益子明美） 益子純恵議員。

〔7番 益子純恵登壇〕

○7番（益子純恵） 答弁にございましたように馬頭総合福祉センターの中に、子育て広場が開設されております。屋内に遊具が設置されており、未就学児が自由に遊ぶことのできる場所になっておりますが、やはり土日は開設されていないという現状がありますので、依然として屋内の遊び場を望む声が上がっているということは、皆さんのニーズをまだ満たしていない表れかと思っております。

課長の答弁の中でも、こういった施設を拡充することができないかという検討もしていただけるということですので、子育てを応援する意味でも、最近は共働きの家庭が増えて、とも家事という言葉も浸透しつつ、一緒に子育てをするという流れもありますけれども、やはりワンオペ育児になってしまう方も多いと思いますので、真剣にこういったところも考えていただきたいと思っております。

細目1につきましては、これで終わります。

現在、計画期間中であります第2次子ども・子育て支援プランを策定するに当たり、アンケートを実施しておりまして、その中には屋内の遊び場を望む声も多くありました。しかし、その声は計画には反映されておられません。特段事業化されたものもないように感じております。次期計画にしっかり盛り込んでいくべきと考え、お伺いいたします。

第2次子ども・子育て支援プラン策定のためのアンケート調査において、子どもの遊び場に対する要望がありましたけれども、町民のニーズを次期プランにどのように反映させていくのか、お伺いいたします。

○議長（益子明美） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（藤浪京子） 町民ニーズの次期プランへの反映についてお答えいたします。

令和2年度から令和6年度までを計画期間とする、第2次那珂川町子ども・子育て支援プランについては、策定に当たってニーズ調査を実施し、その中で屋内型の遊び場設置を求める意見があったことは把握しております。また、今年度中の策定を目指している第3次那珂

川町子ども・子育て支援プランに係るニーズ調査においても同様の意見がございました。

この第3次那珂川町子ども・子育て支援プランの策定に当たっては、子ども・子育て会議の各委員にニーズ調査の結果をお示しして、内容を協議していきたいと考えております。

以上であります。

○議長（益子明美） 益子純恵議員。

〔7番 益子純恵登壇〕

○7番（益子純恵） 再質問に入ります。

第3期の策定に係るニーズ調査でも、同様の意見があったという答弁をいただきましたけれども、具体的にどのような要望があったのか、お示しいただけるもので大丈夫ですのでお示しいただければと思います。お願いします。

○議長（益子明美） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（藤浪京子） ただいまの質問にお答えいたします。

調査での意見ということでございますが、今回の調査においても、自由意見の中に前回と同様に屋内外の遊具施設が欲しい、室内の遊び場をという意見がございました。

以上です。

○議長（益子明美） 益子純恵議員。

〔7番 益子純恵登壇〕

○7番（益子純恵） 今、そういったニーズがあるというお答えをいただきました。

このアンケート調査の結果を子ども・子育て会議の委員の皆様にお示しをして協議をしていただくということですが、昨日の一般質問の中でも、9月に会議があるというお話がございました。この集計結果と併せて素案も示されるというようなことを昨日の答弁の中でおっしゃっていたかと思うんですけれども、まだ素案ということですので、今回の一般質問等で今後の検討事項についても反映していくことは可能かどうか、お伺いします。

○議長（益子明美） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（藤浪京子） ただいまの質問にお答えいたします。

次期の計画の中に盛り込むことが可能かどうかということでございますが、現在、素案をつくっている段階でございますので、今後の会議等で協議しながら盛り込んでいけるかどうか検討をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（益子明美） 益子純恵議員。

〔7番 益子純恵登壇〕

○7番（益子純恵） 先ほどのこども誰でも通園制度の質問においても、茂木町の例を紹介しましたけれども、実は子どもの遊び場についても当町と同じようなニーズがあったこと、それを反映して子育て世代の希望をかなえているという点で、茂木町のふみの森の中の遊び場なんですけれども、こういったものがあるということでご紹介したいと思います。茂木町でも地方創生の第1期のアンケートの中で、屋内の遊び場というニーズが上がったことで、単体で整備することはなかなか現実的ではないということで、複合施設の中に設置をしたという経緯があるということをお伺いしてきました。

当町の子育て支援センターも専門職が配置をされておりますし、必要に応じて相談ができるところが魅力だとは思いますが、やはり自由に遊ぶというところではちょっと違うかなというところがございますので、この茂木町においては、支援センターと自由に遊べるところと、結果的に上手にすみ分けをしながら使えているということでお手本とすべきところかなと思って見てまいりました。

執行部としてもこのニーズがあるということを認識していらっしゃると思いますので、第3期の子ども支援プランには、天候に左右されない遊び場の整備といった文言を盛り込んでほしいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（益子明美） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（藤浪京子） ただいまの質問にお答えいたします。

次期計画に文言を盛り込めるかということでございますが、今後の会議の中で議論することになるかと思います。

以上です。

○議長（益子明美） 益子純恵議員。

〔7番 益子純恵登壇〕

○7番（益子純恵） 細目2点目の質問については終わらせていただきます。

細目3点目の質問に入ります。

現在、町では公共施設の在り方の検討が進められておりまして、今年度は社会教育施設整備計画の策定も予定されております。

ほかの公共施設と連動して、複合的な観点から子どもの遊び場を整備する考えがあるかをお伺いいたします。

○議長（益子明美） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（藤浪京子） 他の公共施設との複合的な子どもの遊び場整備についてお答えいたします。

子育て関連施設も含めた公共施設の在り方については、庁内で各課横断的に検討が進められております。屋内型の子どもの遊び場を他の公共施設と複合的に整備することについては、施設の規模や立地、それぞれの公共施設の性質を理解した施設運営が必要になることから、全庁的に調査研究すべきものと考えております。

以上です。

○議長（益子明美） 益子純恵議員。

〔7番 益子純恵登壇〕

○7番（益子純恵） 再質問に入らせていただきます。

子育て関連施設も含めた公共施設の在り方については、もちろん全庁的に進められるべきものと思っております。特に、質問の中でも申し上げたところでございますけれども、今年度は社会教育施設整備計画の策定が進められております。当町の社会教育施設は、図書館等が顕著でありますように、全体的に老朽化が進んでおります。当町の将来を見据えた規模や町民のニーズ、多様化した時代に即した形で整備が進められていくべきと思っております。

最近の先進事例を見てみますと、一つ一つ個別に整備をしていくのではなくて、様々な機能を持つ複合的な施設の整備が進められております。近くで言いますと、よく引き合いに出されますけれども、トコトコ大田原などは当町の小さなお子さんを持つ家庭では、割と多く利用されているということをお伺いしております。当町でもこういった複合的な施設の整備を、将来を見据えて整備されるべきと考えております。

今回、私は遊び場という観点から質問をさせていただいておりますが、単に子どもを遊ばせるというよりは、家に籠もりがちなお子さんを抱えた親子が安心して外出できたり、リフレッシュできたり、お子さんにとっては遊びを通して発達のを創出できる場とも考えております。

今回策定をされます社会教育施設整備計画の中に、屋内子どもの遊び場、図書館、公民館機能を併せ持ち、地域の核となり、にぎわいを創出できるような施設の整備といった文言をぜひこの計画の中に盛り込んでいくべきと考えておりますけれども、町としてはどのように反映させられるか、お伺いしたいと思います。

○議長（益子明美） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（星 学） ただいまの質問にお答えいたします。

社会教育施設整備等計画については、老朽化しております、小川公民館、馬頭図書館、小川図書館の今後の方向性について作成するものであります。現在、施設の現状と課題について整理をしているところであります。

施設整備を検討する中で、議員ご質問の複合施設も統廃合のパターンの一つと考えられると思います。子どもの遊び場をはじめ、他市町で整備された複合施設などの例も参考に検討いたしまして、計画案を議会へお示しできればと考えております。

以上です。

○議長（益子明美） 益子純恵議員。

〔7番 益子純恵登壇〕

○7番（益子純恵） 一つの方向性として検討していただくという答弁をいただきましたけれども、町長にお伺いしたいと思います。

今この町で子育てをしてくださっている人たちのダイレクトな意見を反映して、住み続けたい町につなげていってほしいと思っております。これから策定をされます社会教育施設整備計画、さらに上位計画であります総合振興計画に複合的な施設の整備を盛り込んでいただきたいと思います。思いはあっても計画に載っていないとなかなか事業化することが難しいと思いますので、今、いろいろな計画が進行している段階ですので、こういったところでぜひ検討していただきたいと思いますが、町長のお考えをお聞かせいただければと思います。

○議長（益子明美） 町長。

○町長（福島泰夫） 益子純恵議員の子育てに関する熱意を持ったご質問をいただきましてありがとうございます。

社会教育施設整備計画の中で、公民館とか図書館とかが老朽化していて、それと併せて子育てに関する複合施設ができないか、こういうお話でございます。先ほど来、茂木のふみの森、あるいは大田原のトコトコの例を出されましたけれども、私もああいう施設は非常にいい施設だと思っています。

ただ、私どもの公共施設は、先ほど生涯学習課長が申し上げました小川公民館、それから馬頭図書館、小川図書館、いずれも老朽化しています。ただ、単体でみると敷地面積も非常に狭い場所でございます。その中で図書館と子どもの遊び場、複合施設を造るとなると、やはりどこを考えても何か狭い感じがするのは私だけではないと思います。

今、整備計画については業務委託を出していることもあります。どんな答えが返ってくるか、これも楽しみではあります。それと併せて、先ほど来子育て支援課長、生涯学習課長が

申し上げている庁内で横断的に検討していく。私よりも若い職員のほうが、いい考えを持っている職員も必ずたくさんいると私は信じておりますので、そういう職員の意見も取り上げつつ、ただこういう場所が必要だということは私も重々承知していますので、できる限りこの町に合った、身の丈に合った、そんな施設整備ができるように検討してまいりたいと思いますので、皆様もできる限りお知恵をお貸しいただければと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（益子明美） 益子純恵議員。

〔7番 益子純恵登壇〕

○7番（益子純恵） 今、町長からも必要性は十分に感じていただいているというご答弁をいただきましたし、やはり身の丈に合ったというところはすごく大事なところだと思っておりますので、町民のニーズと身の丈に合ったというところ、そういったところを総合的に考えていただきまして計画に反映していただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で大きな2項目めの質問を終わります。

続いて3項目め、馬頭放課後児童クラブの駐車場についてお伺いいたします。

馬頭放課後児童クラブは小学校の敷地内にあり、送迎時には周辺施設の駐車場を使用している状況にあります。馬頭放課後児童クラブを利用する児童、保護者の利便性向上のために、細目2点について質問をいたします。

細目1点目です。馬頭放課後児童クラブを利用するに当たり、送迎のための駐車場は確保されているのかをお伺いいたします。

以上です。

○議長（益子明美） 町長。

〔町長 福島泰夫登壇〕

○町長（福島泰夫） 馬頭放課後児童クラブの駐車場についてお答えをいたします。

馬頭放課後児童クラブは馬頭小学校及び馬頭東小学校の児童を対象に、馬頭小学校内空き教室及び校庭内に設置した専用施設で運営しており、帰宅しても保護者等が不在である児童の居場所を提供しております。

児童の送迎に当たっての保護者の駐車場については、広重美術館前のポケットパークを案内しているところです。

以上であります。

○議長（益子明美） 益子純恵議員。

〔7番 益子純恵登壇〕

○7番（益子純恵） 再質問をいたします。

送迎に当たっては、今、答弁をいただきましたけれども、広重美術館前のポケットパークをご案内いただいております。ただ、冬場の日没時間の早い時期や大雨が降った際には、安全面においてはちょっと心配があるというような状況があると思いますけれども、町としてはそういった状況は把握していらっしゃいますでしょうか。

○議長（益子明美） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（藤浪京子） ただいまの質問にお答えいたします。

安全面についてでございますが、町としましても、駐車場までの距離がありますので、日没の早い時間等は暗くなってしまうたり、また雨天時等にご不便をにかけているということは承知しております。

以上です。

○議長（益子明美） 益子純恵議員。

〔7番 益子純恵登壇〕

○7番（益子純恵） そういった状況は把握していらっしゃるということで承知いたしました。

細目1点目については以上になります。

細目2点目に入ります。

馬頭小学校のプールは現在利用が停止となっております。そこで馬頭小学校のプールを解体し、校庭の一部を馬頭放課後児童クラブの駐車場として利用する考えがあるか、お伺いいたします。

○議長（益子明美） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（藤浪京子） 馬頭小学校プール解体による駐車場の整備についてお答えいたします。

馬頭小学校のプールについては学校施設であることから、教育委員会をはじめとして関係各所と協議を進めていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（益子明美） 益子純恵議員。

〔7番 益子純恵登壇〕

○7番（益子純恵） 再質問に入らせていただきます。

ご答弁をいただきましたとおり、学校施設であるプールでありますから教育委員会や関係各所との協議が必要なことは認識しております。

ただ、馬頭放課後児童クラブは小学校の空き教室、それから校庭内に設置をされております専用のプレハブで運営されておりますので、今後も変わらず利用されるということをお伺いしております。できれば駐車場の整備は必要なものだと考えております。

現在も水を張った状態のプールであります、さき頃の下野新聞での報道にもありましたとおり、老朽化した学校のプールを今後どうしていくのかといったところは課題だと思っております。このプールの今後の利用方針などは決まっているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（益子明美） 学校教育課長。

○学校教育課長（加藤啓子） ただいまのご質問にお答えいたします。

学校のプールの利活用ということでございますが、馬頭小学校の敷地内にあるプールは昭和43年に町民プールとして設置され、平成23年に馬頭小学校に移管されました。学校プールとして利用していましたが、平成30年に閉場となり、現在管理は学校が行っています。現在のところ、馬頭小プールを含め小学校3校、中学校1校、合わせて4校のプールが利用中止となっております。

プール利活用の今後の方針につきましては、跡地利用も含めて関係各課と協議しながら検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（益子明美） 益子純恵議員。

〔7番 益子純恵登壇〕

○7番（益子純恵） 馬頭小学校のプールは昭和43年に町民プールとして造られたという経緯で、多くの旧馬頭町の町民の皆さんに利用されていたプールかと思えますけれども、現在はウェルフルなかがわで授業が行われておりますので、町内の小学校3つ、中学校1つのプールは利用停止となっているという状態は私も把握しております。この4つのプールを今後どうしていくか、全体的な課題だと思っております。

今回は視点が違って馬頭放課後児童クラブというところでお伺いしておりますので、この馬頭小学校のプールの跡地というところに限ってご質問をさせていただけたらと思っております。

今、答弁いただきましたけれども、まだ特別な用途が検討されていないという状況であれば、一つの案としては解体して学校の駐車場として整備をしていただいて、その一部を学童

保育の駐車場として使えるようにしていくような、有効活用に向けた検討も選択肢の一つではないかと思っております。

利便性という面もありますけれども、馬頭小学校の後ろは山がありますし、敷地の一部を外側を水路が流れているという現状も考慮に入れていただきまして、万が一の災害の際にも安全面には万全を期すためにも優先的な解体、それから駐車場の整備といったところで検討をしていただきたいと思いますのですが、こちらについてはいかがお考えでしょうか。

○議長（益子明美） 学校教育課長。

○学校教育課長（加藤啓子） ただいまのご質問にお答えいたします。

放課後児童クラブの駐車場の必要性については、教育委員会におきましても認識しております。

放課後児童クラブの保護者を含む小学校保護者の送迎用として、馬頭小学校校庭の東側に駐停車できるスペースがあることは、緊急対応時におきましても望ましいと考えております。

先ほど申し上げましたように、プールの解体等につきましては、庁内の関係各課と十分協議しながら検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（益子明美） 益子純恵議員。

〔7番 益子純恵登壇〕

○7番（益子純恵） そういった必要性は認識していただいているということで、町内に利用されていないプールも4つありますので、そういったところもどうするかというところもあるかと思っておりますけれども、やはり安全面に万全を期すという意味でも、今、課長の答弁にもございましたけれども、小学校の東側にもそういった緊急時対応ができるような駐車場の整備を考えの一つとして持っていただけたらと思っております。早期にご検討をいただけますように要望をいたします。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（益子明美） 7番、益子純恵議員の質問が終わりました。

ここで休憩いたします。

再開は11時10分といたします。

休憩 午前10時55分

再開 午前 11 時 10 分

○議長（益子明美） 再開します。

日程第 1、一般質問を続けます。

◇ 高 野 泉

○議長（益子明美） 3 番、高野 泉議員の質問を許可します。

3 番、高野 泉議員。

〔3 番 高野 泉登壇〕

○3 番（高野 泉） 3 番、高野 泉です。

議長より発言の許可をいただきました。

質問は 2 項目についてです。1 項目めは農業における後継者の育成について。2 項目めは消防団の充実についてです。執行部の建設的な答弁を期待いたします。

それでは、1 項目めの質問をいたします。

農業における後継者の育成についてですが、農業においては基幹的農業従事者の高齢化が進んでおり、後継者不足で担い手が不足しております。これにより耕作放棄地が増加し、町の農業は衰退していくおそれがあります。人口減少、従事者の高齢化、耕作放棄地の増加、後継者不足の問題は全国的な課題でもあり、那珂川町でも重要な課題です。このままでは地域の農地を維持できない可能性が高い状況になります。

農業の持続性を高めるために、新規就農者を含めた農業の後継者育成が急務と考え、細目 3 点について質問をいたします。

それでは、細目 1 点目の質問をいたします。

全国的に農業従事者の高齢化が進んでいるが、要因の一つに後継者不足が挙げられている。町においても同様な問題を抱えていると思うが、農業の後継者不足に対する町の考えをお伺いします。

○議長（益子明美） 町長。

〔町長 福島泰夫登壇〕

○町長（福島泰夫） 農業の後継者不足に対する町の考えについてお答えいたします。

2020年の農林業センサスによりますと、当町において普段仕事として主に農業に従事している基幹的農業従事者の数は1,209人で、2010年の農林業センサスでは1,796人でしたので、実に10年間で3割以上が減ったことになります。この時点で基幹的農業従事者の平均年齢は70歳を超えており、現在はさらに高くなっていることが考えられ、高齢化及び農業後継者の確保は喫緊の課題となっております。

当町のような過疎地域では、若年層の都市部への流出の進行により、農業に限らずあらゆる産業で人手不足が顕著となっております。特に農業は季節や天候によるところが多く、収入面に不安を感じる方もいると思います。そういったことから、農業に従事する方がなかなか増えないものと考えられます。

しかしながら、農業には第一に私たちが生きていく上で必要な食料の生産の場としての役割があるほか、多様な生物のすみかや田んぼダムのような災害を軽減する役割、また農村風景がもたらす美しい景観が私たちに癒やしや安らぎを与えてくれるなど、多様で多面的な機能を有しております。

農業を守っていくことが地域を守ることに繋がると考えておりますので、農業がこれからも継続できるよう、行政として何ができるか検討し、支援してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（益子明美） 高野 泉議員。

〔3番 高野 泉登壇〕

○3番（高野 泉） 農業の高齢化及び農業後継者の確保は喫緊の課題となっていることがよく分かります。

以前の一般質問でも同様の課題として答弁をいただいております。このことから、支援に関しましては行政としてはしっかりと支援をしていると思われそうですが、現状なかなか増加に至っていないことを考えますと、非常に難しい課題だと思っております。

また、先ほど答弁をいただいた田んぼダムなど、農業は洪水防止や土砂崩れ防止、水質の浄化など、自然環境の保全に寄与していること、農地や水路は多様な生き物の生息地となり生物多様性の維持に貢献をしていること、美しい農村の風景は地域の景観を形成して、観光資源としても重要であります。農業活動を通じて地域社会が活性化し、地域の絆が深まり、農業の多面的役割の重要性があるということがよく分かります。

答弁の中で、農業を守っていくという心強い答弁をいただきました。農業の持続性を高め

るため、新規就農者を含めた農業の後継者育成が改めて重要な課題であると認識しております。

細目 1 点目の質問は終わります。

続いて、細目 2 点目の質問をいたします。

那珂川町においては、令和 5 年度に 3 名の新規就農者があったと聞いております。農業の後継者育成として、新規就農者に対する支援等が行われているが、当町が実施している新規就農者に対する支援策をお伺いします。

○議長（益子明美） 産業振興課長。

○産業振興課長（熊田則昭） 新規就農者に対する支援策についてお答えいたします。

農業を始めるには技術や知識も必要であることから、町では J A や那須烏山市などと連携し、南那須地域新規就農者支援対策協議会を立ち上げ、就農に向けた相談に乗るほか、農作業体験会の開催や就農相談会への参加を行っております。また、協議会では新規就農を目指す研修生を受け入れる南那須農業アカデミーの運営を行っており、地域内の生産農家の方にも協力をいただきながら、農業未経験者でも生産農家の下で農業を基礎から学ぶことができる制度となっております。

先ほど議員がおっしゃった 3 名の新規就農者はいずれもアカデミーでの研修を受けており、就農後も研修を受けた生産農家らが近くにいるため、安心して営農できていると聞いております。

また、資金面については国の助成を受けることができ、就農直後の経営確立や機械や施設の導入などへの支援のほか、就農前の研修を受けるときに交付されるものもあります。

このほか、町独自の補助制度として農業後継者育成支援事業があり、後継者として親元に就農した方を対象に、農業機械の取得経費に対して補助金を交付しているほか、園芸作物振興対策事業では、パイプハウスや栽培管理用機械の導入経費に対して補助金を交付しております。

以上であります。

○議長（益子明美） 高野 泉議員。

〔3 番 高野 泉登壇〕

○3 番（高野 泉） 答弁にありましたように、南那須地域新規就農者支援対策協議会では、新規就農を目指す研修生を受け入れる南那須農業アカデミーの運営をしているということで、令和 5 年度には 3 名の新規就農者がおりますが、農業後継者育成支援事業としての対象者と

して親元就農者、農業の研修を受ける研修者、それと研修を受け入れる農業者というような支援をするということになっておりますが、3名の内訳というのはどのような支援になっていきますでしょうか。

○議長（益子明美） 産業振興課長。

○産業振興課長（熊田則昭） ただいまのご質問にお答えいたします。

農業後継者育成支援事業は、将来の担い手の確保及び育成を図ることを目的に、親元に就農した方が、補助対象となる機械を購入した場合に、その取得経費の2分の1で上限200万円を交付するほか、6か月以上認定農業者の下で研修を受ける新規就農希望者や、その研修生を受け入れる農家に対して月額2万円を交付するものでありますが、その3名の方につきましては親元への就農ではなく、町外から就農した方が2人、1名は親元ではあるんですが、別の優位な制度を利用しております。

以上であります。

○議長（益子明美） 高野 泉議員。

〔3番 高野 泉登壇〕

○3番（高野 泉） 親元はおりませんが新規ということで2名の方が就農、それと親元ではございませんが違う支援を受けて1名の方が就農されているということが分かりました。

新規就農を考える上での一番の課題としては、農地の確保が必要であると考えております。将来、就農を考える中で、農地の確保についてどのように捉えているのか、お伺いをいたします。

○議長（益子明美） 産業振興課長。

○産業振興課長（熊田則昭） ただいまのご質問にお答えいたします。

新規就農希望者の多くは、町外から那珂川町に移住して就農しようという方に来ていただいております。就農に向けて農業技術を学ぶのと同時に、農地や住む家も探さなければなりません。

農地については、JAや農業委員会、生産農家らと連携し、新規就農希望者がスムーズに就農できるよう適地を探すほか、住む家についても、町が運営する地域資源情報バンクや地域からの情報を基に、親身になって相談に乗っているところであります。

以上であります。

○議長（益子明美） 高野 泉議員。

〔3番 高野 泉登壇〕

○3番（高野 泉） 農地の確保について、スムーズな運営ができるような状況をつくるとの答弁をいただきましたが、その中で、先日矢後議員が質問されました那珂川町地域資源情報バンクにおいて、58件の成果があったということでございますが、農地の確保においては農業委員会等と連携をされて、地域資源情報バンクの活用も農地の確保としては有効な手段の一つかなと思いますので、ぜひ連携を取って促進していただきたいと思います。

また、持続可能な農業を実現するためには、農業後継者の育成は重要な施策だと思います。そして農業所得の向上、あるいは農業経費の削減、作業の効率化などの課題もあると思います。

魅力ある農業を目指さなければ、新規就農をはじめ担い手の増加に結びつかないと思います。新規就農の増加とともに、持続的な経営と併せて促進に努められるようよろしくお願いします。

以上で細目2点目の質問を終わります。

細目3点目の質問をいたします。

農業の後継者育成について、地域おこし協力隊制度を活用して町内での就農につなげる取組を行っている自治体もあるが、農業の後継者育成のために地域おこし協力隊制度を活用する考えはあるかお伺いします。

○議長（益子明美） 産業振興課長。

○産業振興課長（熊田則昭） 地域おこし協力隊制度の活用についてお答えいたします。

地域おこし協力隊制度については、町では平成25年度から活用しており、現役の隊員も含め、これまでに19人の団員が活動してきました。退任した隊員14人のうち8人がそのまま町内に残り定住しております。

新規就農者確保のために地域おこし協力隊制度を活用する自治体は県内でも見られ、市貝町では、生産農家や農業法人の協力を得て新規就農希望者を採用しているほか、塩谷町では特産品のスプレーマムを栽培する新規就農者を増やそうと、この4月に2名を採用したと聞いております。

退任した隊員が定住するには、新たな収入を得るための仕事が必要となります。就農を見据えた協力隊制度の活用は、隊員の定住促進、農業後継者確保の観点からも有効と考えます。活用するには町だけでなく、J Aや県、生産農家との連携は不可欠でありますし、既存の南那須農業アカデミーとの調整も必要になってくるかと思いますので、地域おこし協力隊制度を活用した農業後継者育成について調査研究してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（益子明美） 高野 泉議員。

〔3番 高野 泉登壇〕

○3番（高野 泉） 地域おこし協力隊制度を活用した後継者不足の対策として、先ほど答弁にもありましたように、塩谷町では、特産品のスプレーマム、これは菊の栽培だと思います。菊の栽培を新規就農者で増やそうと、この4月に2名の採用ということで、さらに、さくら市の事例では農業に特化して、農業・子育て支援というような募集要項で現在4名の地域おこし協力隊員が従事しております。また、その核となる農産物はイチゴということで就農を行っているということです。

那珂川町では農業を起業するに当たり、核となる作物をしっかりと見極め、促進することが重要だと捉えております。町は核となる作物についてどのように考えているのか、お伺いをいたします。

○議長（益子明美） 産業振興課長。

○産業振興課長（熊田則昭） ただいまのご質問にお答えいたします。

令和3年度に開校した南那須農業アカデミーでは、これまでに5名の方が研修を修了し、南那須地域内で就農しております。5名のうち4名の方がイチゴ農家として那珂川町内で就農しております。

アカデミーではイチゴのほか、南の地域で盛んに栽培されている梨とトマトについても研修を受けることができます。研修には生産農家の協力が不可欠であり、そういった体制が整えば、他の作物についても研修を受けることができるようになると考えております。

今後は就農される方が核となる農産物を生産できるよう、関係機関と調査研究をしてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（益子明美） 高野 泉議員。

〔3番 高野 泉登壇〕

○3番（高野 泉） 核となるものは経営の安定とか、そういう部分で非常に重要なワードになってくると思います。核となる作物を十分に見極めていただきたいというふうに思います。

次に、新規就農者の受け皿についてです。

新規就農者の受け皿がないと、途中で活動が頓挫する可能性があり、継続した農業ができないと考えております。島根県邑南町では、町外からの農業の担い手確保を目的として、

2014年から地域おこし協力隊制度を活用した農業研修制度を開始しております。協力隊の任期である3年間で就農に必要な知識、技能を習得できるプログラムを構築して、これに必要な研修農場を町が整備しております。

町は新規就農者の受け皿についてどのように考えているのか、お伺いをいたします。

○議長（益子明美） 産業振興課長。

○産業振興課長（熊田則昭） ただいまのご質問にお答えいたします。

先ほども答弁させていただきましたとおり、南那須農業アカデミーではこれまで5名の方が修了し、就農いたしました。途中で農業をやめた方はおりません。その背景にはアカデミーでの研修修了後、独立してからもJAや県、研修先の生産農家との間で良好な関係が築けているからだと考えております。

何年後かには、そのアカデミーの修了生が研修先の受け皿、受入れ農家となって、次の新規就農者の確保、育成につながることを期待しております。

以上であります。

○議長（益子明美） 高野 泉議員。

〔3番 高野 泉登壇〕

○3番（高野 泉） 新規就農者の受入れに関して、今答弁にありましたように、農業アカデミーあるいは従事者の受入れのところで町のほうも加わって、連携して受入れについて考えていただければありがたいというふうに思います。

次に邑南町の例ですが、こちらでは興味があるけれども業務や邑南町での暮らしがイメージできないといった不安を感じる方を対象に、邑南町に短期滞在しながら邑南町の暮らしや地域おこし協力隊として活動を体験していただける邑南町地域おこし協力隊インターンシップというものを進めております。2週間ほどの短期で体験する事業であります。

町もお試し体験的な事業を進めてはどうかと考えますが、この件についてどうお考えか、伺います。

○議長（益子明美） 産業振興課長。

○産業振興課長（熊田則昭） ただいまの議員のご意見、大変ありがたい意見かと思えます。

地域おこし協力隊については別な部署が担当となります。ただ、農業に関係するということですので、担当部署と協議しながら、議員から提案いただいたものが実現できるかどうかも含め、検討してまいりたいと思います。

以上であります。

○議長（益子明美） 高野 泉議員。

〔3番 高野 泉登壇〕

○3番（高野 泉） そういうお試し体験も検討していただいて、新規就農者の受入れがスムーズにできるようによろしくをお願いしたいと思います。

就農を見据えた地域おこし協力隊制度の活用は、隊員の定住促進、農業後継者の確保の観点からも有効と考えております。また、そういう答弁をいただきました。

那珂川町は地域おこし協力隊制度を活用した農業従事者はおりません。この制度を活用することにより、後継者対策、地域の活性化、さらには定住促進にもつながると考えております。

農業所得で生計が成り立っている農家の割合は、5年目以降の所得が安定しているということが全国農業会議所の農業実態に関する調査結果で出ております。新規就農での成功は、4年目までの取組が重要であるということが分かります。

こうしたことから、地域おこし協力隊制度を活用し、農業従事者の募集を進めてはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（益子明美） 産業振興課長。

○産業振興課長（熊田則昭） 議員のほうから大変貴重なご意見をいただきましたので、今後関係機関と連携しながら、その実現に向けて調査研究してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（益子明美） 高野 泉議員。

〔3番 高野 泉登壇〕

○3番（高野 泉） 地域おこし協力隊制度を活用することによって多くのメリットがあると思います。また、研修制度や就農後の収入面、持続可能な農業ができるシステムを早急に構築していくことが重要であると考えております。民間との連携も不可欠です。さらに生活面においても支援が必要であると考えております。地域おこし協力隊制度を活用した新規就農者の促進されるよう願います。

以上で1項目めの質問を終わりにいたします。

次に、2項目めの質問をいたします。

消防団の充実についての質問をいたします。

人口減少に伴い、全国的に消防団員は減少傾向にあり、団員の処遇改善や地域における団員確保、消防団活動を維持するための取組が行われております。

消防団の充実については、平常時からの取組や対策が重要になると考え、細目３点についてお伺いをします。

それでは、細目１点目の質問に入ります。

ここで訂正をお願いいたします。通告書の中の消防団員数が428名となっていますが、423名ということであります。それと条例の定数、こちらが491名となっておりますが、481名であります。訂正をして細目１点目の質問をいたします。

４月１日時点での消防団員数は423名と条例定数の481名を下回る状況にあります。町では団員確保に向けてどのような対策を講じているか、お伺いをいたします。

○議長（益子明美） 町長。

〔町長 福島泰夫登壇〕

○町長（福島泰夫） 消防団員確保に向けての対策についてお答えいたします。

町消防団の団員数は年々減少しており、その要因については人口減少や就業形態の多様化、地域社会への参加意識の変化に伴い、消防団についての認識が変化してきていることが考えられます。分団部において戸別訪問等で入団勧誘を行っておりますが、消防団活動における訓練や行事などの拘束時間が入団をちゅうちょする理由に挙げられることがあると聞いております。

こうした状況から、地域防災が消防団員の努力によって成り立っていることについて、社会的に理解を促進する必要があると考えております。

当町においては、点検内容を一部見直す等、団員の拘束時間の緩和にも努めております。

今後も団員の負担を軽減するとともに、防災力を損なわないような取組を実施し、団員確保につなげていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（益子明美） 高野 泉議員。

〔３番 高野 泉登壇〕

○３番（高野 泉） 団員の確保については、答弁にありましたように地域社会への参加意識が変化しているというふうに捉えております。就業形態の多様化というのは、仕事、家庭、消防活動とのバランスが重要であると捉えております。

細目１点目については終わりにしたいと思います。

次に、細目２点目の質問をいたします。

消防団の加入を促進するため、消防団の活動を町民や若者へ向けて発信するなど、独自の

PRに取り組んでいる自治体もあるが、消防団のPRに対する考え方をお伺いいたします。

○議長（益子明美） 総務課長。

○総務課長（笠井真一） 消防団のPRについてお答えいたします。

当町においては、町ホームページやケーブルテレビ、広報紙を活用し、消防団の活動についてPRを行っております。また、通常点検時には分列行進を実施する等、団の活動を直接町民の方が見えるような取組を実施してございます。

県内では、SNSやフリーペーパー等での周知を行うなどの独自の取組を行っている自治体もあると聞いております。今後、このような取組も含めPR方法を検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（益子明美） 高野 泉議員。

〔3番 高野 泉登壇〕

○3番（高野 泉） いろんな取組がある中で、団員報酬、出動報酬の見直し、団員の活動負担を軽減した点検等の見直しなど、消防団応援制度、企業との協力、協定など、消防団への加入を促進するためにいろいろな施策を実施していると認識しております。

その中で、公務災害補償等の保険加入もその一つではないかと思えます。消防の活動は危険性が高く、公務上の災害が少なくありません。公務災害補償制度は団員が安心して活動をしてもらうために設けられた制度でございます。入団を促進する上では重要なことだと思います。

そこで、その他の補償として、消防団マイカー共済制度や自動車等損害見舞金、消防団災害活動用自動車保険などの保険があります。会社勤めが多い就業形態の中で、自家用車で現場に向かう消防団も多いのではないかと思います。

この制度を導入すれば、出動時の不安を解消する一つの手だてではないかと考えますが、共済制度の導入についてどのように考えるか、お伺いをいたします。

○議長（益子明美） 総務課長。

○総務課長（笠井真一） ただいまのご質問にお答えいたします。

マイカー共済制度を導入してはどうかというご質問でございますけれども、マイカー共済制度は、消防団員が災害出動のためにマイカーなどを使用して起きた場合の自動車事故を補償する制度でございます。

現在、当町におきましては、栃木県市町村総合事務組合で取り扱っております消防団員の

公務災害補償制度に加入をしてございます。この制度においては、自動車等損害見舞金も支給できることとなっております。上限は10万円でございますけれども、今後消防団員に安心して活動してもらうため、どの補償制度がよいか内容を検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（益子明美） 高野 泉議員。

〔3番 高野 泉登壇〕

○3番（高野 泉） 補償制度があるということで、その中でよりよい補償を、ぜひ検討していただいて、消防団員が安全に活動ができるというところを一つの目標として検討していただきたいと思います。

次に、那珂川町には少年消防隊というものがあると思われます。中学1年生から3年生までを対象に、構成をされていると思います。令和2年度から5年度までは、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止していると思いますが、以前は消防点検などに参加していたと思います。

これらの活動も消防団のPRに対しての有効な活動と捉えておりますが、現状、中学校において少年消防隊の活動はどのようになっているのか、お伺いをいたします。

○議長（益子明美） 総務課長。

○総務課長（笠井真一） ただいまのご質問にお答えいたします。

少年消防隊の活動の現状ということでございますけれども、馬頭中学校、それと小川中学校におきまして、各年度ごとに少年消防隊が組織されております。これまで消防団通常点検の際に活動をして消防意識の啓発を行ってまいりました。

現在は、新型コロナウイルス感染症の影響で活動も停滞し、時間的な制限もあり、活動はしてございません。

消防のPRという点から申し上げますと、消防署へ生徒が職場体験を実施してございます。また、学校におきましては避難訓練時に消防署員が講話をしてございます。

こういった活動の中で消防、防災に関心を持ってもらうことで、PRにつながっているものと思っております。

以上であります。

○議長（益子明美） 高野 泉議員。

〔3番 高野 泉登壇〕

○3番（高野 泉） 消防のPR又は啓発ということで、いろんな行事、活動をしているという答弁をいただきました。こちらもやはり啓発ということで、若年層へのPRも入団促進の重要な課題にはなると思われます。

次に教育の観点から、消防団の重要性を知る機会をつくり、啓蒙活動ができないか、お問い合わせいたします。

○議長（益子明美） 教育長。

○教育長（吉成伸也） ただいまのご質問にお答えいたします。

消防団団員の減少ということで、この問題につきましては非常に心配なことといえますか、憂慮をすべきことであると捉えております。

教育の立場からこの課題についてどう対応していくか、それについては非常に難しいところもあると思いますけれども、1つとして、先ほど総務課長から答弁がありましたように少年消防隊の活動が、消防団の理解、そういったところにつながっているということで長年活動してきた状況にあります。

コロナの関係でこのところ活動が停滞といいますか、実際にはできなくなっているということなんですけれども、4年たちますと、中学校ではまず子どもたちは全く少年消防隊というものが何か分からないと、それから先生方もその指導をしたことがないという状況になってまいります。したがって、少年消防隊の活動が非常に難しい状況にあると。それから、それ自体が学校が担うべきことかと問われると、それはもしかしたら別なところでも可能なのかなという、そういう考え方もできるのではないかと思います。そうすると、啓蒙ということにつながらなくなってしまいます。

そこで、キャリア教育といったような観点から、地域の課題解決学習ということで、例えば総合的な学習の時間等を活用して、消防防災、その仕組み、それを理解すること、そして今課題となっていることは何なのかということを考えながら、実際に地域を学習していくということが必要なのではないかなと捉えております。

したがって、学校等々ご協力をさせていただいて、消防防災についての啓蒙に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（益子明美） 高野 泉議員。

〔3番 高野 泉登壇〕

○3番（高野 泉） 啓蒙活動について、少年消防隊というのは一つの取組だと思います。教

育長から答弁いただいたように、全体的な防災という観点から、その中で、消防団の重要性というところを盛り込んでいただいて、消防団のPRにつながっていけるように、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

以上で細目2点目について終了をいたします。

次に、細目3点目の質問をいたします。

町では、消火活動を補完するために機能別消防団を導入しているが、消防団の充実を図るため、消防団の訓練に機能別消防団を参加させるなど、活動条件や出動範囲を見直す考えはあるか、伺います。

○議長（益子明美） 総務課長。

○総務課長（笠井真一） 機能別消防団員についてお答えいたします。

機能別消防団員制度は、当町では令和2年4月1日から制度を導入しております。機能別消防団員は、現場で不足する消防力を補うため、活動内容を限定した団員制度を導入し、消防団の災害対応力の向上及び消防団員の確保を図ることを目的として、火災発生時に所属する分団部の担当区域内において出動しております。1部当たりの定員は5名で、階級は団員相当であります。出動報酬が支給されるほか、公務災害補償の適用を受けることになっており、現在全分団部で41名が所属しております。

機能別消防団員は、その要件として元消防団員で経験を有するものとしており、十分な知識、経験を持った方について入団していただいているため、機能別消防団員についての訓練等は行っておりません。

今後、活動の状況等を確認しつつ、消防団員と連携した訓練等について検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（益子明美） 高野 泉議員。

〔3番 高野 泉登壇〕

○3番（高野 泉） 消防団員数が423名いる中で、機能別消防団員は41名と、約10%の割合となっています。今後、機能別消防団員の役割は大きいと考えております。

その中で、機能別消防団の任務として、現場で不足する消防力を補完すること、出動要請があった場合、火災防御活動に当たるとされております。活動について、内容を限定した消防団制度の導入ということが要綱には書いてあります。

その活動は、どのような内容なのか、お伺いをいたします。

○議長（益子明美） 総務課長。

○総務課長（笠井真一） ただいまのご質問にお答えいたします。

機能別消防団員の活動でございますけれども、現場で不足する消防力を補うということで設置してございます。消防団員同様の出動範囲、それから消防活動を実施するという事になってございます。

以上であります。

○議長（益子明美） 高野 泉議員。

〔3番 高野 泉登壇〕

○3番（高野 泉） 那珂川町の機能別消防団の身分等に関する要綱の中で、機能別団員は、平常時に行う分団活動には参加しないということが書いてあります。分団長は消防活動上、必要とする訓練を行うことができるとありますが、この必要とする訓練というものはどういうものなのか、お伺いをいたします。

○議長（益子明美） 総務課長。

○総務課長（笠井真一） ただいまのご質問にお答えいたします。

必要とする訓練はどのようなものかということでございますけれども、機能別消防団員につきましては、消防団経験者のため、知識、経験は十分と判断をしてございますけれども、新たな設備や施設等に関する知識は必要でありますので、今後、訓練等について団幹部と検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（益子明美） 高野 泉議員。

〔3番 高野 泉登壇〕

○3番（高野 泉） 新規の設備、施設等の訓練は必要という答弁をいただいたんですが、その訓練の中で、現役の団員とのコミュニケーションというのは、災害時に重要になってくると思います。先ほど言われたように、新規の消防車の納入について、操作訓練などは必要ではないかと、また、定期的な訓練も、コミュニケーションを取るという意味では重要な位置づけになるのではないかと考えております。

機能別消防団員は、今後ますます重要な位置づけになってくると思います。有事の際には、重要な役割を担っております。機能別消防団の訓練について、見直しの必要性が出てきているのではないかと考えております。これについてはどのように考えているのか、お伺いをいたします。

○議長（益子明美） 総務課長。

○総務課長（笠井真一） ただいまのご質問にお答えいたします。

要綱の見直しでございますけれども、機能別消防団員については、これまで培った消防力を現場で発揮していただけるように、環境を整備していきたいと考えてございます。

今後の環境づくりにおいて、必要があれば、適宜要綱の見直しを検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（益子明美） 高野 泉議員。

〔3番 高野 泉登壇〕

○3番（高野 泉） 環境整備について、必要性をみながらという答弁をいただきました。

機能別消防団というのは、これからますます増えていきますので、十分な活動あるいはコミュニケーションを含めて、有事の際に行動していただければと思います。

今後、消防団の充実に向けて、訓練の環境も含めた活動内容の再構築をよろしく願いしたいと思います。

以上で質問を終わりにしたいと思います。

○議長（益子明美） 3番、高野 泉議員の質問が終わりました。

ここで休憩いたします。

再開は午後1時30分といたします。

休憩 午後 零時02分

再開 午後 1時30分

○議長（益子明美） 再開します。

日程第1、一般質問を続けます。

◇ 川 俣 義 雅

○議長（益子明美） 6番、川俣義雅議員の質問を許可します。

6 番、川俣義雅議員。

〔6 番 川俣義雅登壇〕

○6 番（川俣義雅） 川俣義雅です。

本日は、生ごみの資源化、熱中症対策、核兵器の廃絶の3項目について質問をいたします。

1 項目めは生ごみの資源化についてです。

6 月議会では、町で回収しているごみ全般について質問しました。担当課が庁舎の玄関に雑紙の出し方を展示してくれています。今後、ごみを分別する方が目に見えて増えていくことを期待したいと思います。

今回は、生ごみの資源化に絞って質問をします。

1 点目に、町は家庭から出される生ごみについて、いわゆる町場での堆肥化事業やコンポスト購入費補助事業など、資源化を進めています。6 月議会でも生ごみは資源化のほうにということをお願いしたいと答弁していますが、生ごみの資源化を今後どのように進めていくのか、伺います。

○議長（益子明美） 町長。

〔町長 福島泰夫登壇〕

○町長（福島泰夫） 生ごみの資源化の今後の進め方についてお答えいたします。

現在は馬頭・小川地区の市街地を中心に、生ごみ分別収集を行っており、収集された生ごみを利用し生産された堆肥は、一部を道の駅ばとうで販売しているほか、年に2回、町民を対象に無償配布しております。

また、生ごみ分別収集のほかに、生ごみの資源化や減量化を推進するため、コンポストや機械式生ごみ処理機の購入に対する補助を行っております。

生ごみの資源化については、第2次那珂川町環境基本計画に基づき、循環型社会の構築を目指し、持続可能な事業となるよう見直しを進めながら推進してまいります。

以上です。

○議長（益子明美） 川俣義雅議員。

〔6 番 川俣義雅登壇〕

○6 番（川俣義雅） 再質問を行います。

現在、生ごみ回収を町場で実施していますが、地域を限定している理由はどういうことでしょうか。

○議長（益子明美） 生活環境課長。

○生活環境課長（杉本 篤） ただいまの質問にお答えいたします。

生ごみ堆肥化事業につきまして、回収地域を限定している理由についてのご質問ですが、事業開始当初、最初は実証実験ということで町場を対象に収集をしておりました。それにつきましては、収集効率を考えまして、世帯数が多い町場に限定することで、どのように収集ができるかという状況を見ること、また、在の方につきましては、基本的に農家が多いということで、家庭で生ごみの堆肥化をやっているケースも想定されましたので、そういったことが難しい町場に限定して進めてきたものと聞いております。

以上でございます。

○議長（益子明美） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） 決められた地域で生ごみの回収をやっているということなんですが、現在回収が行われず、生ごみを自宅で堆肥化するのが困難と思われる地域にこの事業を広げることは考えていますか。

○議長（益子明美） 生活環境課長。

○生活環境課長（杉本 篤） ただいまの質問にお答えいたします。

生ごみ堆肥化事業を地域を限定していることにつきまして、全町に広げることについてのご質問かと思うんですけれども、それにつきましては、先ほど答弁したとおり、収集効率を考えますと全町に広げるのは難しいと考えております。

以上でございます。

○議長（益子明美） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） 生ごみは堆肥化するというのが町の方針ですね。現在、生ごみ回収を行っている地域以外、農村地域に限らず、例えば集合住宅がある地域などに広げることは考えられませんか。

○議長（益子明美） 生活環境課長。

○生活環境課長（杉本 篤） ただいまの質問にお答えいたします。

町場以外の集合住宅がある地域での回収についてですけれども、それにつきましては、先ほどの町長答弁の中でもありましたとおり、コンポストの購入補助や機械式生ごみ処理機購入の助成で対応をしておりますので、そちらでお願いしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（益子明美） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） 多くの人たちが住んでいる集合住宅も、いわゆる生ごみ回収地域のすぐ近くにあるわけですよ、そういうところまで広げられないのかという質問なんです。

例えば川を挟んで向こう側には行かないとか、そういうことになっているのかなというふうに思いますけれども、そういうのを少し緩和できないのかなという質問です。

○議長（益子明美） 生活環境課長。

○生活環境課長（杉本 篤） ただいまの質問にお答えいたします。

川俣議員からご質問のあった川を挟んだ向こう側の地域ということで、例えばサン・コーポラスとか大宝地住宅などを想定しているかと思うんですけれども、収集業務につきましては、エリアごとに業者に回収をお願いしていますので、川の向こう側は、収集経路が違ってりするものですから、当初からそちらは除いた形で考えていなかったということになります。以上でございます。

○議長（益子明美） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） 当初から考えてなかったということなんですが、広げることも考えてもらいたいと思います。

ところで、町場で行っている生ごみ回収は、対象地域の何割くらいの住民が参加し、その割合の推移はどうなっているのでしょうか。

○議長（益子明美） 生活環境課長。

○生活環境課長（杉本 篤） ただいまの質問にお答えいたします。

生ごみ堆肥化事業の世帯数なんですけれども、こちらにつきましては、生ごみ堆肥化事業に登録いただいた世帯が、令和5年度末現在で1,270世帯、対象地域の7割から8割ぐらいの世帯にご協力をいただいております。

以上でございます。

○議長（益子明美） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） 推移についてはおっしゃられていないんですけれども、生ごみ回収に登録している住民、あるいはそれに参加していない住民の要望などを聞いたことはあるでしょうか。

○議長（益子明美） 生活環境課長。

○生活環境課長（杉本 篤） ただいまの質問にお答えいたします。

地域で参加していない方々に対する、フォローアップはやっておりません。

以上でございます。

○議長（益子明美） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） できるだけたくさんの方に参加してもらいたいというのが、町の希望だと私は思いますけれども、それであるならば要望や意見、なぜ参加しているのか、なぜ参加できないのか、そういう意見を聞く機会をぜひ設けてほしいと思います。

それで、現在参加していない方々には、どうしたら参加してもらえると考えているでしょうか。

○議長（益子明美） 生活環境課長。

○生活環境課長（杉本 篤） ただいまの質問にお答えいたします。

参加していない世帯に対する、参加しませんかといった勧誘ですが、それにつきましては、約7割から8割の方が参加しているということで、それ以外の世帯については、諸事情などがあると思いますので、例えばいわゆる単身世帯とか、若い人の世帯でなかなかそういう分別ができないような方とか、そういった方もいらっしゃるかもしれませんので、そういった方々への意見徴収についてはなかなか難しいと考えております。

以上でございます。

○議長（益子明美） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） 参加していない方には、それぞれの事情があるのかなというお話でしたが、それがどういう事情なのか、やっぱりそういうこともきちんと把握してもらいたいと思います。

それでは、自宅で堆肥化できない家庭や地域では、生ごみの回収が循環型社会の形成にとって非常に重要な施策であると、そのことはどう考えているでしょうか。重要な施策であると考えているでしょうか。

○議長（益子明美） 生活環境課長。

○生活環境課長（杉本 篤） ただいまの質問にお答えいたします。

生ごみ堆肥化事業につきましては、先ほど町長の答弁でもありましたとおり、循環型社会

の構築において非常に重要であるという認識でありますので、ご協力いただけるように、様々なところで周知して町民の方々のご協力を得られるように努力してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（益子明美） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） 大変だと思いますけれども、努力を続けていただきたいと思います。

生ごみ回収を行っている以外の地域には、自宅でコンポストなどを利用した堆肥化をお願いしているわけですが、宅地や畑にコンポストを設置し、利用している、あるいは独自の方法で堆肥化している家庭がどのくらいいて、あるいは堆肥化せずに生ごみを燃やすごみとして出している家庭がどのくらいの割合なのか、町として実態をつかんでいますか。

○議長（益子明美） 生活環境課長。

○生活環境課長（杉本 篤） ただいまの質問にお答えいたします。

生ごみ堆肥化事業のエリア外の地域における、生ごみの処理の実態についてですが、それについては町では把握はしておりません。

以上でございます。

○議長（益子明美） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） 全体をつかむのは大変かと思います。そうであるならば、少なくともサンプル調査をやって、実態をつかむ必要があると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（益子明美） 生活環境課長。

○生活環境課長（杉本 篤） ただいまの質問にお答えいたします。

サンプル調査につきましては、様々な手法があるかと思いますが、それにつきましては調査研究してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（益子明美） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） 実態調査をすればかなり分かると思いますがけれども、コンポストを使用する上で、臭いが気になるなどで困っている家庭、それらが嫌でコンポストを使用せずに生ごみを燃やすごみ袋に入れている家庭もかなりあるのではないかと思います。担当課では

どのように考えているのでしょうか。

○議長（益子明美） 生活環境課長。

○生活環境課長（杉本 篤） ただいまの質問にお答えいたします。

コンポストの利用について、臭いの問題などあるかと思えますけれども、それにつきましてはそれぞれご家庭の事情や状況がございます。生ごみを燃やすごみで出すことについては、特段禁止される行為ではありませんので、それにつきましては燃えるごみで出していただくのも致し方ないと思っております。

以上でございます。

○議長（益子明美） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） 生ごみを燃やすごみとして袋に入れて出すのも致し方ないというご意見でしたけれども、なるべく堆肥化してもらいたいというのが町の方針だと思います。

私もコンポストを使っていますけれども、コンポストで堆肥にしている方が、臭いの対策など、いろんな工夫をしている方もいるのではないかと思います。私もそれなりにやっていますけれども、なかなかうまくいかないというか、どれがいいのか自分でも判断できないんですけれども、どんな工夫をしているか紹介してもらおうのはどうでしょうか。雑紙の出し方の展示をやっていると思いますけれども、今度は、コンポストで町民の方々の工夫を教えよう、コンポストの普及拡大につながり、生ごみの堆肥化がより進むのではないかと思います。いかがでしょうか。

○議長（益子明美） 生活環境課長。

○生活環境課長（杉本 篤） ただいまの質問にお答えいたします。

コンポストの臭い対策について、町民の方からアイデアを募集するというようなことかと思うんですけれども、町民の方からそういうご意見があったときは、参考になるものであれば活用させていただいて、周知徹底することは可能と考えております。

以上でございます。

○議長（益子明美） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） できればそのアイデアを募集するとか、そういう積極的な行動を取っていただきたいと思います。

2点目の質問です。

町指定のごみ袋には、生ごみの出し方についての注意が書かれています。一番上の文章はこうです。台所からのごみは十分に水を切って入れてください。この文言を変える必要があるのではないかと考えているのですが、考えを聞かせてください。

○議長（益子明美） 生活環境課長。

○生活環境課長（杉本 篤） 町指定のごみ袋についてお答えいたします。

町指定のごみ袋には、台所からのごみは十分に水を切って入れてくださいとの記載があります。これは、燃やすごみを出す場合はごみの減量化やごみの焼却時の燃焼効率を上げるために、生ごみなどについては水気を取るように、町民の協力を促すために記載されているものであります。他市町でも同様の記載があることを確認しております。

生ごみを燃やすごみとして出すことについては、先ほども言いましたように禁止される行為ではありませんので、このような記載は必要であると考えております。

以上でございます。

○議長（益子明美） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） 表記を変える必要はないということです。

先ほどの文章の、主語は台所からのごみ、述語は入れてくださいなんですね。主語、述語が明確です。一方で、町の計画でも、一般質問の答弁でも、生ごみは堆肥化ということでお願いしたいと繰り返し発言をされています。町の広報紙でも堆肥化をお願いしていると思います。これは間違いはないと思いますが、確認したいと思います。

○議長（益子明美） 生活環境課長。

○生活環境課長（杉本 篤） ただいまの質問にお答えいたします。

生ごみの堆肥化についてなんですけれども、それにつきましては何度も申していますとおり、循環型社会構築のためには、そういった施策が必要ということで、町でも推進しております。

以上でございます。

○議長（益子明美） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） 私も循環型社会のために、生ごみはできるだけ堆肥化ということで行いたいと、町がそう考えているのは承知しています。

しかし、毎日のように目にするごみ袋には、何回も言いますけれども、台所からのごみは

入れてくださいと書かれています。これでは、生ごみを堆肥化したいという町の基本方針が伝わらないと思いますが、どうでしょうか。

○議長（益子明美） 生活環境課長。

○生活環境課長（杉本 篤） ただいまの質問にお答えいたします。

町の方針である生ごみを堆肥化したいということが伝わらないんじゃないかといった趣旨のご質問かと思うんですけれども、資源循環に関しましては、いろんなところで町民の方々に周知をしております。ごみ袋の記載に関しましては、あくまでもごみを出す場合の注意事項として書いているということでご理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（益子明美） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） 指定ごみ袋に、生ごみは原則、堆肥化をお願いしますと書かないのには、何か特別な理由があるんでしょうか。

○議長（益子明美） 生活環境課長。

○生活環境課長（杉本 篤） ただいまの質問にお答えいたします。

ごみ袋の記載が町の方針にそぐわない形になっているのには何か理由があるのかというご質問かと思うんですけれども、特別な理由は今のところは思い当たりません。

ただ、議員さんがおっしゃるように、現行の表現に加えて、生ごみの分別資源化、堆肥化などを促すような文言をごみ袋に記載することについては、他市町の例を参考に調査研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（益子明美） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） 積極的な答えがあったと思っていますけれども、町の方針を書き込むということをぜひ研究、検討していただきたいと思います。

それで、町の方針は生ごみは堆肥化ということなんですけど、燃やすごみ袋の注意書きについて私が今提案しましたけれども、お金を払って利用している皆さんの意見なども聞いてみるといいのではないかと思いますけど、いかがでしょうか。

○議長（益子明美） 生活環境課長。

○生活環境課長（杉本 篤） ただいまの質問にお答えいたします。

お金を払って利用している方の意見を聞いたらどうかというご質問なんですけれども、いわゆるごみ袋を買っている方という意味かと思います。その方の意見につきましては、町に言っていただければ、それについては真摯に受け止めて、調査研究した上で対応していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（益子明美） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） 私は以前、東京に住んでいましたけれども、東京などでは有料のごみ袋を導入するかどうかでものすごくもめるんですよ、提案しても撤回に追い込まれたという例も知っています。那珂川町ではそういう動きはなかったと思いますけれども、税金を納めている町民の方が、ごみ袋も有料で購入するということについて、いろいろなご意見があってもいいのではないかなと思うんです。ですから、ごみ袋にどういうものを入れるかについても、町民の皆さんの意見が反映されるように、ぜひしていただきたいと思います。

3点目に、町は地球温暖化の抑制や循環型社会の構築のため、生ごみ堆肥化事業を実施していますが、この堆肥化事業を今後どのように進めていくのか伺います。

○議長（益子明美） 生活環境課長。

○生活環境課長（杉本 篤） 生ごみ堆肥化事業についてお答えいたします。

現在、生ごみ分別収集については、市街地を中心に1,270世帯が協力世帯として登録されております。これを町内全地区に拡大してはどうかとのご意見もありますが、拡大した場合、世帯数が4.6倍、ステーション数が3.5倍になります。そのため事業費用は4倍以上に増加することが見込まれることから、対象地域の拡大については慎重に検討していく必要があると考えております。

なお、生ごみ分別収集地域以外の世帯については、コンポスト等の購入補助制度を活用していただき、生ごみの資源化にご協力をいただければと考えております。

また、今後の懸案事項といたしましては、堆肥施設の老朽化が顕著であり、また事業を委託している団体の後継者問題がございます。

町といたしましては、事業の継続を第一に考え、当該施設での継続、代替施設への検討、事業内容の見直しを含め、様々な視点から調査研究をしているところであります。

以上であります。

○議長（益子明美） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） 施設の老朽化とか後継者のことを考えると、このまま続けるのは難しいのかなという印象を持ちました。

代替施設のことも考えているということなのですが、今後の方向として、1つは事業を今のまま継続するのか、それともいろんなことがうまくいなくて撤退してしまうのか、それから逆に生ごみ以外にも広げていくのかなどが考えられますが、町では、今懸念されている問題も含めて、いつ頃までに一定の結論を出す予定なのでしょうか。

○議長（益子明美） 生活環境課長。

○生活環境課長（杉本 篤） ただいまの質問にお答えいたします。

現在の事業の見直しについて、いつ頃までに検討するのかというご質問かと思うんですけども、その点につきましては、事業を委託している事業者と施設の状況等を含めて、日頃から話はしているんですけども、それについては長期的には難しいので、数年程度を見越して対応せざるを得ないと思っております。

以上でございます。

○議長（益子明美） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） 生ごみ堆肥化事業について、先ほどの燃やすごみの袋の問題と一緒になんですが、町民の方がこの生ごみ堆肥化事業をどのように評価しているのか調査したことはあるでしょうか。

○議長（益子明美） 生活環境課長。

○生活環境課長（杉本 篤） ただいまの質問にお答えいたします。

生ごみ堆肥化事業に対する町民の評価ですけども、それにつきましては、この堆肥化事業で年2回ほど、堆肥として出来上がったものを町民の方々に無料で配布しております。その際、町民の方からは、非常に感謝していると、ありがたいという高評価を得ております。

以上でございます。

○議長（益子明美） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） 生ごみを回収しているところでは大変好評だというお話でした。ということは、恐らく全町に対してアンケートを行った場合にも、かなりいい評価が得られるのではないかなという気がします。

生ごみ堆肥化事業を広げるのは非常に大変だという話は先ほど聞きました。評価されているということは、事業を継続してほしいという声につながると思うんですね。継続または広げていく上では、今は民間に委託していますけれども、それではいずれは行き詰まるのではないかと私は思っているんですね、私有地を使って事業を続けるというのは大変なことだろうと思います。

そこで、町有地を使って、またはその私有地を手に入れて、町の事業として立ち上げるべきではないかと考えるんですが、いかがでしょうか。

○議長（益子明美） 生活環境課長。

○生活環境課長（杉本 篤） ただいまの質問にお答えいたします。

直営で運営ができないかというご質問なんですけれども、生ごみ堆肥化事業は、当初から町が施設の整備をせず、運営にも関わらず、既存の生ごみ堆肥化施設を利用していた点につきましては、いわゆる事業コストを抑える上で進めてきた経緯がございますので、そういったことを踏まえたと、新たな施設の整備に巨費を投じて町が直営で実施することは、町民の理解を得ることは難しいのではないかなと思っております。

生ごみ堆肥化事業の目的につきましては、生ごみの資源化により燃やすごみの減量化になりますので、その事業目的を第一に考え、継続できるような事業として見直すこととなります。町としては、現時点では直営で新たな施設を整備することは考えておりません。

以上でございます。

○議長（益子明美） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） 直営を第一候補に考えていないというお話でした。ということは、民間に委託した事業がうまくいかない場合には、町が直営でやることもあり得るということなんでしょうか。

○議長（益子明美） 生活環境課長。

○生活環境課長（杉本 篤） ただいまの質問にお答えいたします。

こちらにつきましては、事業の継続を第一に考えて、様々な視点に立って施策を考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（益子明美） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） 答えにくいのかなと思いますけれども、施設の老朽化とか、事業者の高齢化とか、周りからの苦情とか、困難な点というのは私も少しは理解しているつもりなんですけれども、例えば今の施設が継続できない場合に、代替地というお話がありましたけれども、代替地が見つからない、そういった場合に、継続を第一に考えるのであれば町が直接運営していくということも考えられるのではないかと思いますけれども、継続が第一なのか、それとも事業をやめてしまうのか、そういうことを考えているのでしょうか。

○議長（益子明美） 生活環境課長。

○生活環境課長（杉本 篤） ただいまの質問にお答えいたします。

継続と捉えた上で、今後どうしていくのかというご質問かと思うんですけれども、先ほども答弁したとおり事業の継続を第一に考えて、そのほかの方法についても考えるということで進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（益子明美） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） 今後どうしていく、その見通しが立てにくいという、そういう感じに見受けられました。

先ほど生ごみ堆肥化事業を行っている地域の方たちの意見としては、すごく評価しているということでした。この事業を続けるかどうかについて、町場の人たちだけではなく、ごみ堆肥化事業に登録していない方も含めて、町民の方から、この堆肥化事業をどうするのかについて、例えば全町に広げるとなるとお金がかかる、そういうことも含めて皆さんからアンケートを取って、それを一つの大きなポイントとして今後を考えていく、そのようにしてもらいたいと思うんですけれども、アンケートを取るということについてはいかがでしょうか。

○議長（益子明美） 生活環境課長。

○生活環境課長（杉本 篤） ただいまの質問にお答えいたします。

生ごみ堆肥化事業の今後について、全町民を対象にアンケート調査をしてはどうかというご意見なんですけれども、それにつきましては、そういうのも一つの手段としてあるかと思っておりますので、慎重に検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（益子明美） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） 今後こうしたほうが良いということを聞いてしまうと、ひょっとしたら町としては困るかもしれませんが、では、今の堆肥化事業についてどう評価するかといったアンケートはいかがでしょうか。

○議長（益子明美） 生活環境課長。

○生活環境課長（杉本 篤） ただいまの質問にお答えいたします。

そういったアンケート調査についても慎重に検討していきたいと思います。

以上です。

○議長（益子明美） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） 町が予算を使って執行する事業ですので、主体的に考えたいのかもしれませんが、やはり町の主人公は町民一人ひとりですので、その人たちがどう思っているのか、それをきちんと把握すべきではないかと思いますので、ぜひ何らかのアンケートを実施してもらいたいと思います。

さらに私の考えを申し上げることになるんですけども、以前も申し上げたように、生ごみだけではなくて、牛、豚、鶏の堆肥、木の枝や葉っぱ、竹、草、農産物残渣など、どちらかというと処分に困っている有機物を集めて、有機肥料を作る町の施設を立ち上げ、その肥料を使った有機農産物栽培を広めていく、もちろんそれを給食の食材にも使うようにする。

これこそが循環型社会ではないかと思いますが、どう思いますか。

○議長（益子明美） 生活環境課長。

○生活環境課長（杉本 篤） ただいまの質問にお答えいたします。

川俣議員の熱い思いにつきましては十分理解しましたので、そういった意味を含めて、今後の堆肥化事業に取り組んでいきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（益子明美） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） 国も率先して循環型社会の形成を進めています。今年度から循環型社会形成推進交付金制度を立ち上げました。自治体の取組に対して、事業費の3分の1から2分の1を交付するとしています。交付対象の中に生ごみリサイクル施設もあります。これが使えるかどうか、検討はしているでしょうか。

○議長（益子明美） 生活環境課長。

○生活環境課長（杉本 篤） ただいまの質問にお答えいたします。

国の交付金事業についてですけれども、先ほど答弁したとおり、直営でやるつもりはないということから、また補助裏の負担が、例えば施設当たり1億円であれば、数千万円が町の負担になるということを考えれば、なかなか難しいと思っております。

以上でございます。

○議長（益子明美） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） 循環型社会をつくるというのは、お金をかけずにやるというわけにはいかないんだと思うんですよ。かなり思い切ったものやっていると、循環型社会を進めようと思ってもなかなか進まないと思うんです。この循環型社会をどう進めていくのか、町長を先頭に真剣に取り組んでいただきたいと思いますけれども、町長いかがでしょうか。

○議長（益子明美） 町長。

○町長（福島泰夫） 川俣議員の熱き思い、先ほど杉本課長が申し上げましたけれども、循環型社会は私も重要だと思っています。

川俣議員の今回の質問は堆肥化事業ということで、事業の継続については、民間の施設を利用させていただいて事業を継続するということを中心に考えております。また、新しい町単独の事業というのは、そういう方法で非常にうまくいっている、町民も執行部も非常に喜んでいる、そういう自治体があったら視察をして、参考にさせていただきたいと思います。

○議長（益子明美） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） ぜひ参考になるような事例を、私は率先して作っていただきたいと思いますと思っています。

2項目めの質問に移ります。

熱中症対策についてです。

今年は5月頃からずっと暑い日が続きました。総務省消防庁は7月30日、熱中症により、その前の1週間に全国で1万2,666人が緊急搬送されたと発表しました。1週間の搬送者が1万人を超えたのは初めてのことです。夜になっても暑さが収まらず、私もかつてなくクーラーのお世話になりました。

町は町民の健康を守るため、実態に合わせた適切な対応をすべきではないかと思い、質問をします。

1 点目に、今や熱中症対策としてエアコンの使用は欠かせないものだと思いますが、町としてどう考えますか。

○議長（益子明美） 町長。

〔町長 福島泰夫登壇〕

○町長（福島泰夫） 熱中症対策としてのエアコン使用についてお答えいたします。

熱中症の危険性が極めて高くなると予測されたときに注意を呼びかける熱中症警戒アラートが、栃木県において昨年は7回発令、今年は現時点で12回となっています。また、当町においても熱中症により救急搬送された件数が、昨年の7件から今年は現時点で12件と増加傾向にあり、年々暑さが厳しくなっております。

熱中症予防対策において、こまめな水分、塩分の補給、節電に配慮した上で、扇風機やエアコンを適切に利用することが効果的であると考えます。

以上であります。

○議長（益子明美） 川俣義雅議員。

〔6 番 川俣義雅登壇〕

○6 番（川俣義雅） 今年も熱中症で亡くなる方がいましたけれども、その多くはエアコンがなかったり、あっても使っていなかったと報告されています。以前とは全く違う暑さから命を守るために、金銭的な理由でエアコンを設置したくてもできない、そういう家庭があってはならないと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（益子明美） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（益子利枝） ただいまの質問にお答えいたします。

エアコンを購入できないことが理由で命を落としてしまうことはとても悲しいことだと認識いたします。

○議長（益子明美） 川俣義雅議員。

〔6 番 川俣義雅登壇〕

○6 番（川俣義雅） 先ほど再質問というのを忘れました。

2 点目に行きます。

町では今年、那珂よし涼み処を開設しましたがけれども、その効果が出ているか、伺います。

○議長（益子明美） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（益子利枝） 那珂よし涼み処の効果についてお答えいたします。

当町では今年6月10日から暑さをしのぐ場所として、那珂よし涼み処を町内公共施設10か

所、民間施設 6 か所、計 16 か所指定しております。

現時点で施設管理者から涼み処としての利用人数等の報告は求めているため、具体的な効果の把握は難しいところではございますが、一部の施設管理者からは、涼み処としての利用かは不明ですけれども、従来より来館者が増加しているといった報告がございます。また、体育館で運動していた方が体調不良となりまして涼み処を利用した報告もいただいております。

涼み処として指定している施設の利用状況等を鑑みますと、徐々にではありますが、効果が出てきていると考えられます。

以上であります。

○議長（益子明美） 川俣義雅議員。

〔6 番 川俣義雅登壇〕

○6 番（川俣義雅） 再質問です。

暑いときに誰でも涼しく休めるところがあるというのはいいと思います。しかし、そこに行けない人がいますし、夜は開いていません。結局は、普段いる場所で異常な暑さをしのげなければ、命、健康を守ることはできないのだと思います。

基本的には自宅にこそエアコンが必要だということになると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（益子明美） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（益子利枝） ただいまの質問にお答えいたします。

涼み処に行けない方、自宅にエアコンがない方、確かにエアコンに関しましては、急激に体を増やすということについては効果的であると私ども判断しておりますけれども、熱中症予防対策につきましては、先ほども答弁させていただいたとおり、水分や塩分の補給、そのほかエアコンに限らず扇風機等の活用もございますので、それらを効果的に活用していただいて、熱中症にならないように予防していただきたいと考えております。

以上であります。

○議長（益子明美） 川俣義雅議員。

〔6 番 川俣義雅登壇〕

○6 番（川俣義雅） もう少し踏み込んだ回答が得られるかなと思ったんですけれども、なかなかそうはいきませんでした。

3 点目に、生活保護を受けている世帯にエアコンの設置費用の補助を出す考えがあるか、

伺います。

○議長（益子明美） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（益子利枝） 生活保護受給世帯へのエアコン設置費用の助成についてお答えいたします。

国から示されている生活保護世帯におけるエアコン購入に関する基本的な考え方として、エアコンを含め日常生活に必要な生活用品につきましては、保護費のやりくりによって計画的に購入していただくとされております。

他方、特別な事情がある場合として、保護開始時に持ち合わせがない場合や、災害により喪失し、災害救助法等他制度からの措置がない場合、及び犯罪等により被害を受け、生命、身体の安全確保のために新たに転居する場合で持ち合わせがない場合に限り、6万7,000円の範囲内においてエアコンの購入費を支給することを可能としております。

また、必要に応じて社会福祉協議会の生活福祉資金貸付の利用を紹介し、貸付けにより購入できるようにするなど、配慮することが求められております。

助成につきましては、引き続き国・県の方針に従いまして、近隣市町の状態を参考に検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（益子明美） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） 課長がおっしゃった国の方針ですけれども、私は遺憾ながら実態を無視したものだと思います。

今年8月3日の下野新聞に、ひとり親家庭の子ども、夏休み、1日2食以下が34%という記事が載っていました。学校給食がないので3分の1の子どもたちが、1日2食しか食べていないということでした。そのアンケートの中には、光熱費節約のためエアコンは我慢し、限界になったら水を浴びるという声も寄せられたとあります。国は支給している範囲内で、生活保護を受けている方が自分で計画してエアコンを設置するようにしてくださいということなのですが、それがなかなかできないだろうということは、このアンケートを読めばよく分かります。

国は補助金を出しませんけれども、国の方針を超えて町が補助を出すというのは大変だし勇気も必要だと思います。しかし、例えば高校卒業時までの医療費無料化や学校給食費の半額補助など、国がやらなくても町が必要だと思ってやっている先進的な取組があるではありません。

ませんか。異常な暑さから町民の健康と命を守るためにエアコンの使用が欠かせない、あるいは重要だという認識に立てば、経済的に設置できない家庭には、町独自に補助を出すことで手を差し伸べることをやってはいかがでしょうか。

奈良県に生駒市というところがあります。今年6月から生活保護世帯でエアコンがない、あるいは使えない世帯に対して、購入や設置にかかる費用として上限10万円の補助を出すようになりました。私は全国に広がっていくのではないかと思います。那珂川町でも真剣に検討してもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（益子明美） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（益子利枝） 生活保護世帯のエアコン設置助成につきましては、生活相談員という方が定期的にご自宅を訪問しております。その中で実態を把握しまして、生活保護の世帯の方々のご意見を聞きながら、計画的に資金をためてエアコンを購入するという方法を取ることも可能かと思しますので、また、国から通達も出ておりますので、改めて町のほうからもエアコンの重要性については、県の生活相談員に伝えていきたいと思っております。

また、生駒市で行っております補助事業に関しては、県内ではまだそういう市町村はございませんので、今後、県内の市町に限らず情報を集めまして、調査研究してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（益子明美） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） 3項目めの質問に行きます。

核廃絶問題についてです。時間がありませんので、要点だけでいきたいと思います。

質問の1点目ですが、那珂川町は非核平和の町を宣言し、これは大金 清議員もおっしゃっていました。それから平和首長会議にも参加していますが、町として核兵器廃絶に向けた具体的な行動を起こす考えはあるでしょうか。

○議長（益子明美） 町長。

〔町長 福島泰夫登壇〕

○町長（福島泰夫） 核兵器の根絶に向けた行動についてお答えいたします。

町では平成18年12月に町民の平和と安全を願う心を結集し、非核三原則が完全に実施されることを願い、非核平和の町宣言をし、加盟者相互の緊密な連帯を通じて核兵器廃絶の実現に向けた様々な活動を展開している平和首長会議に加盟しております。

今日における核をめぐる世界情勢等を見ますと、依然として複数の国々で核実験や核兵器開発により生命と平和のとうとさが脅かされる動きが見られることなどから、改めて多くの加盟団体とともに個々の意識を高めながら、緊密な連携の下で恒久平和実現に向けて活動していくことの重要性を認識しております。

現在まで核兵器の根絶に向けた行動は実施しておりませんが、平和首長会議の一人として加盟団体との連携を図っていくとともに、町民の平和な暮らしが守られるよう、平和首長会議の目標の一つでもある核兵器のない世界の実現を意識した町政運営に引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（益子明美） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） 非核の町ということで宣言したということ、それから平和首長会議にも参加しているということをおっしゃいました。

それで、旧役場の敷地には、以前核兵器をなくそうだったか、文言ははっきりと覚えていませんけれども、大きな看板が立っていました。その看板が新しい庁舎にはありません。何か設置できない理由があったのでしょうか。

○議長（益子明美） 総務課長。

○総務課長（笠井真一） ただいまのご質問にお答えいたします。

川俣議員おっしゃるとおり、旧庁舎には看板がございました。合併後かと思うんですけれども、老朽化等に伴いまして撤去した次第でございます。

新庁舎においては、敷地内に設置してございません。新築した当時の経緯は分かりませんが、現在は設置していない状況でございます。

以上であります。

○議長（益子明美） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） 看板に限らず、核兵器をなくそうという宣言をした町ということで、何か町民に分かるような宣伝物を出すということは考えているのでしょうか。

○議長（益子明美） 総務課長。

○総務課長（笠井真一） ただいまのご質問にお答えいたします。

看板等の設置等につきましては、現在のところ考えてございません。

以上であります。

○議長（益子明美） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） 看板とは限らずに、やはり何らかの方法で町民に、核兵器禁止を訴える宣言をした町なんだということを知らしめていただきたいと思います。

時間がありませんので2点目の質問なんですが、町内の中学生代表を広島の平和式典に派遣する考えがあるかということで、これは昨日大金 清議員が質問して答弁されていますので、そのこと自体は答弁されなくて結構です。

しかし、昨日の答弁の中で気になったところがあります。中学生の平和式典への参加は、これは教育長の答弁ですけれども、今までの核廃絶の声を今後に引き継いでいく貴重な体験ではあるけれども、限られた生徒だけの参加であり、生徒全員のものにならないのが最大のネックなので、平和式典への派遣は考えていないと、そういうことだったのではないかと思いますけれども、おおよそあっているでしょうか。

○議長（益子明美） 教育長。

○教育長（吉成伸也） ただいまの質問にお答えをいたします。

川俣議員ご指摘のとおりでございますけれども、私の思いは、義務教育の段階では学校教育活動全体を通して平和教育を推進する方向に重点を置きたいという意味でございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（益子明美） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） 全体を通してというのは、生徒たち全体のものにならないという、一部の者だけが参加するのでそうならないということもおっしゃったと思います。

それで、大金 清議員も触れましたけれども、親善訪問と違いまして、この派遣というのはみんなの代表として使命を持って参加し、しっかり報告することとセットであるというふうに考えます。現に派遣している市町では、全校に向けてた報告会などの取組がされています。あるいは市民向けの報告会などもありました。派遣が行われていない市町に比べて、核兵器に対する生徒全員の意識が違ってくるのではないかと思います。

今、地球温暖化を食い止めることと、核兵器をなくすことは現人類の避けて通れない課題になっていると思います。これから世界の人々と交流することも増えていきますが、核廃絶について自分の意見を持つことは、被爆国日本に生まれ育った者としての大事な任務である

と思います。

唯一の戦争被爆国であることの重みを、町内の全ての中学生がしっかり感じられるよう、全校で事前・事後の取組を前提に中学生代表を平和大会に派遣する方向でぜひ検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（益子明美） 教育長。

○教育長（吉成伸也） 川俣議員のご質問にお答えいたします。

昨日、大金 清議員にお答えしたとおり、教育委員会事務局としましては、現在のところ、広島平和記念式典への中学生の派遣については、考えてはいないという回答をさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（益子明美） 川俣議員、時間が終了いたしました。

〔6 番 川俣義雅登壇〕

○6 番（川俣義雅） これで私の質問を終わります。

○議長（益子明美） 6 番、川俣義雅議員の質問が終わりました。

以上で一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（益子明美） 以上で本日の議事日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会とします。

ご起立願います。

礼。

ご苦労さまでした。

散会 午後 2 時 3 1 分